用しています。

税政係からのお知らせ

|確定申告はお早めに!

務相談、 税者)が不測の損害を被る でなく、 律で禁じられているばかり 税務代理をすることは、 おそれもあります。 ている等のため依頼者(納 「にせ税理士」及び「にせ 税理士資格の無い者が税 専門的知識が欠け 税務書類の作成、

税理士法人」にご注意くだ 税理士は、 税理士バッジを着 税理士証票を

http://www.tokyozeirishikai.or.jp

平成29年度から個人住民 事業主の皆さん

税の特別徴収を徹底して

います!

ご理解・ご協力をお願い致 します。 特別徴収の実施に向けて

特別徴収とは?

※所得税の源泉徴収義務が 人住民税を差し引き村へ納 にかわり、 事業主の方が従業員の方 ていただく制度です。 毎月給与から個 に

義務付けられています。 ある事業主の方は、 法律で

どんなメリットがあるの?

トがあります。 主に従業員の方にメリッ

無くなる。 ①個人住民税の納め忘れが

収は年12回になるので、 済みます。 回あたりの負担が少なくて 回であるのに対し、 ②普通徴収の納期 が原則 特別徴 1 4

内容についてはホームペー kazei/tokubetsu/index.html http://www.tax.metro.tokyo.jp/ ジをご覧ください。 特別徴収に関する詳しい

企画財政課税政係 (5)0241(直通)



▲個人住民税PRキャ 「ぜいきりん」

ついて 一給与支払報告書の提出

税法第317条の6第1項給与支払報告書は、地方

ついては罰則が定められてています。提出義務違反に により提出が義務付けられ います。

年1月31日までに、「給与支た給与等について、平成30 忘れずに提出してください 方は、平成29年中に支払っ 払報告書」を役場税政係に 提出の際、 法人および個 人事業主の

常勤の別にかかわらず全受 ②支払額の多少や常勤・非 の分のみ 新島村に住んでいる受給者 ①平成30年1月1日現在、

給者分 いても提出 ③平成29年中の退職者に つ

書」の提出が必要となりま 合には「普通徴収切替理由住民税を普通徴収にする場 ④従業員の方の中で、 す。詳しくは税政係へお問 い合わせください。 個人

交付する義務があります。 く平成30年1月31日までに、 全ての受給者に対し、同じ 給与所得の源泉徴収票」を また、給与等の支払者は、

企画財政課税政係

(5)0241(直通)

意ください。 次の点にご注

【提出期限

法人事業主の方…

個人事業主の方… 平成30年1月31日 · (水)

不要です。

【問い合わせ】

卒ご容赦ください。予約 もありますが、その際は何 く中止させていただく場合

【**相談場所】**新島村住民センター

午前10時~午後2時

交通手段の関係でやむな

の申告書類を役場からお送た方については、30年度分 りします。 第申告書の提出をお願い については、 ※前年度申告していただい に発送しますので、 平成30年2月28日 (水)

問い合わせ

企画財政課税政係 (5) 0 2 4 1 (直通

総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

無料法律相談を開催します。 東京司法書士会主催による

の申告について |償却資産 (固定資産税

例えば、

相続・遺言・土

建物・登記・暮らしに

場まで申告をお願い致しま必要です。期限までに、役について所有状況の申告が機械・備品等の事業用資産 場まで申告をお願い致し 村内において所有している んでいる法人・個人の方は、 新島村内において事業を営 成 30年1月1日現在

> を行います して、

(相談日時)

平成30年1月12日

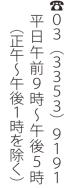
といった相談ごとに関しま おけるトラブル・生活再建_

面談による無料相

の提出をお願い致ますので、届き次は、1月の下旬頃。個人事業主の方

303 (3353) 9191 平日午前9時~午後5時

東京司法書士会事務局事業・





平成

就学援助についるの3年度新島村の 7

品費等の一部の費用につい 対し、村では通学費や学用児童・生徒がいるご家庭に 別支援学級に在籍している を軽減するために教育費 補助しています。 村内の公立小中学校の特 ご家庭の経済的な負担 を

学級に在籍する児童生徒の ②平成29年中の総所得額が、 いるご家庭 学校又は中学校の特別支援 るご家庭は次の通りです。 新島村に住所を有し、 補助を受けることができ

【要保護・準要保護就学援助費】

当該制度の基準以内のご家

用品費等の一部を支給する 認定基準に該当する保護者 学する児童・生徒の保護者 就学援助を行っています。 詳しい内容は教育委員会 村内の公立小中学校に就 村の要保護・準要保護 ムページをご覧くださ 村では通学費や学

ください。 必要書類を添えて提出して ○就学援助の申請手続き 申請書に記入・押印の上、

も翌年度改めて申請が必要 になります。 援助を受けた世帯について 度必要です。前年度の就学 (注) 就学援助の申請は 毎年

)申請書の提出期間

の場合) 日までの開庁日 平成30年1月から3月末 (満額支給

)申請書の配布・受付

住民センター1階 教育委員会教育課の窓口 式根島の方は、 式根島支

(問い合わせ)

新島村教育委員会

(内線230

就退任	職名	氏 名	委員任期
再 任	教育長 職務代理	大 沼 裕 美	自 29.12.17 至 33.12.16
再 任	委 員	宮原正夫	自 29.12.17 至 33.12.16

再任ついて 新島村教育委員会委員

会委員に任命いたしました。 12月17日同委員を教育委員 同 案を12月定例議会に提出し、 同委員の再任に係る同意議 しました。このため、村では、 12月16日をもって満了いた 正夫氏の任期が、平成29年 このうち大沼裕美氏・宮原 て構成されておりますが、 長と4名の教育委員 意が得られましたので 村の教育委員会は、 えによっ

①施設に入所しているとき する場合は支給されません。 月額 26,810円 (平成30年1月現在) 次の項目に該当

大島支庁からのお知らせ

件のもと月額手当が5月・ とする方に対し、 支給されます。 8月・11月・2月の四期に 活において常時介護を必要 の障害があるため、 大島支庁管内に |害があるため、日常生 |精神または身体に重度 下記の条 住

20歳未満 障害児福祉手当手当額

月額 14, 特別障害者手当手当額 (平成30年1月現在) 5 8 0 円

大島支庁総務課福祉担当



援施設その他これに類する 〈障害児入所施設・障害者支

とき。 る額(限度額)以上であるの前年の所得が、別に定め②受給者本人や扶養義務者

害者手当】病院又は診療所を受けているとき。【特別障を支給事由とする公的年金 ③【障害児福祉手当】障 に継続して3か月を超えて

当のご相談は、 務課福祉担当までご連絡く が必要となります。 人院しているとき。 請(認定請求書等の提出)手当を受けるためには、 大島支庁総